

遠隔授業の注意事項とマナーについて

2022年3月29日

学生・院生の皆さんへ

2022年度も一部の授業科目において遠隔授業を実施することとなります。遠隔授業を受講するにあたっては、いくつかの気をつけなければならない法律や規則があります。無許可での授業内容の記録、Instagram、LINE、YouTube等のSNSでの共有、授業の妨害、プライバシーの侵害を招く恐れのある行為は、著作権や本学の規則により禁止されています。「友人のための情報共有」という行動が、後に大きな責任（規則（神戸学院大学情報システム利用規程第12条、神戸学院大学学則第48条、第49条）等による処分）となる場合もあります。以下に事例を示しますので、十分注意し受講するようにしてください。

- 1) Zoomを用いた遠隔授業では、URL、Zoom ミーティング ID・パスコード等が必要となります。それらの授業に参加するための必要な情報を、授業に参加する権利のない人に共有したり、教えたりしないでください。
- 2) 授業で知り得た個人を特定する情報は目的外で使用しないでください。
- 3) 担当教員の許可なく、授業の内容（教員や他の学生の肖像や個人情報を含む）を録音・録画しないでください。また、許可なく保存したものを公開したり、提供したりしないでください。
- 4) 遠隔授業で配布された資料等を、担当教員の許可なく再配布しないでください。
- 5) 授業で使用される著作物の著作権は、教育上特別に使用が許可されているものです。取り扱いには十分に注意し、レポート等で使用する場合は、必ず引用を明記してください。
- 6) ご自身と他人のプライバシーを尊重してください。
- 7) 遠隔授業の際は、許可なくご自身や他者の姿、公序良俗に反するものを映さないようにしてください。また、機器等の操作を誤り気づかない内にご自身の映像や音声が出ている場合がありますので、十分に注意し、PCやZoom等の設定も随時確認してください。

以上につき、十分に注意してください。

【神戸学院大学情報システム利用規程 抜粋】

(アカウントの管理)

第8条 利用者は、アカウント管理に際して次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 自己のアカウントを他の者に使用させ、又は他の者に開示してはならない。
- (2) 他の者のアカウントを聞き出し、又は使用してはならない。
- (3) 自己のアカウントでログインしたコンピュータを第三者に使用させてはならない。
- (4) アカウントを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。また、アカウントの漏えいが発生しないよう管理しなければならない。
- (5) アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに全学実施責任者にその旨を報告しなければならない。
- (6) システムを利用する必要がなくなつた場合は、遅滞なく全学実施責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ全学実施責任者が定めている場合は、この限りでない。

(制限事項)

第11条 利用者は、本学情報システムにおいて次の各号に定める行為を行おうとする場合は、全学実施責任者の許可を受けなければならない。

- (1) ファイルの自動公衆送信機能を持つた P2P ソフトウェアを教育及び研究目的で利用する行為
- (2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコードやセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為
- (3) ネットワーク上の通信を監視する行為
- (4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為
- (5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

第12条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行つてはならない。

- (1) 第8条第1号から第3号までのアカウントに関する行為
- (2) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用
- (3) 指定以外の方法での学外からのアカウントを用いての本学情報システムへのアクセス
- (4) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為
- (5) 守秘義務に違反する行為
- (6) 差別、名誉毀損、侮辱又はハラスメントにあたる行為

- (7) 人権を侵害する行為
- (8) 著作権等の財産権又は、肖像権を侵害する行為
- (9) 個人情報を漏えいする行為又はプライバシーを侵害する行為
- (10) 第 11 条により許可を受けていない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為
- (11) 通信の秘密を侵害する行為
- (12) 情報支援センター運営委員会の了承を得ない、営利又は勧誘を目的とした本学情報システムの利用
- (13) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為
- (14) 不正アクセス行為禁止等に関する法に反する行為、又はこれに類する行為
- (15) その他法令に基づく処罰の対象となる行為
- (16) 上記の行為を助長する行為

【神戸学院大学学則 抜粋】

第 14 章 賞罰

第 47 条 学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者は、表彰する。

第 48 条 本学の規定に違反し、又は学生の本分にもとる行為があると認められる者は、懲戒する。

第 49 条 懲戒は戒告、停学及び退学とする。退学は次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒処分手続は、別に定める。